

各種商品小売業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	11~12	荷受場で、センター便で来た荷物の載った台車（縦140cm×横40cm×高さ120cm、重さ50kg）を動かす時、重い荷物だったので強く引いたところ、思ったより動いたため、台車のタイヤで右足を踏んでしまい、右足小指を損傷した。	67	500~999
2	16~17	機材設置先の店でトラックの荷台にリフトゲートで機材を積み込むため、リフトゲートの上に乗って機材を押さえた状態で、同僚がトラック横の昇降ボタンを押してリフトゲートを上げていたところ、右足のつま先がリフトゲートからはみ出しているのに気が付かず、トラックの荷台とリフトゲートの間に右足のつま先が挟まり、右足親指を骨折した。	41	1~9
3	6~7	バックルームで肉をカートラック（縦120cm×横45cm×高さ160cm、重さ50kg）で運んでいた際、右手首から右腕を壁のでっぱり（3cm）とカートラックに挟まれ、右手首を骨折した。	61	100~299
3	7~8	寿司作業場付近にて、搬入されたカゴ車（荷が積んである状態）を作業場まで運できた際、誤ってカゴ車の車輪で左足をひき、左足薬指を骨折した。	62	100~299
4	12~13	コンテナを台車に積載中、右側から移動してきた台車に右足を踏まれた。	72	50~99
4	15~16	店内1F後方エレベーターで、商品の納品作業中、雨が降り出したので急いで荷物を屋内に引き込み、仕分けと2階へ移動を行っている最中、エレベーター1F到着後開延長ボタンを押し忘れて台車を引き込んでいたところ、途中でエレベーターの扉	29	100~

		が閉まり両腕を挟まれ、安全装置が動いてすぐに扉が開いたが、挟まれた際に驚いて無理に腕を引き抜こうとし、左肘下を受傷した。		299
4	11～ 12	1階商管口の扉を閉めるとき、あやまって自分の指を挟んでしまった。	67	50 ～ 99
5	15～ 16	食品フロア室内でパソコン作業をしていた際、左に置いてあったカット台車に同僚が運んでいた飲料を積んだカートラックがぶつかり、反動で動いたカット台車とパソコン台に挟まって左腰・左足を打撲し、首にむち打ちを発症した。	51	500 ～ 999
5	9～ 10	店内米売場で米の陳列をしている時、米が積んであるカートラックを引いて移動させようとした時に左足が車輪の下敷きになり、薬指と小指を骨折した。	49	50 ～ 99
6	16～ 17	バックルームでリース什器返却のため、棚板を台車に積んでいた際、台車を移動したところ、棚板が倒れて来て、棚板と台車の持ち手に指が挟まり、右手人差指を打撲し裂傷を負った。	39	300 ～ 499
6	19～ 20	バックルームで、カート（縦41cm×横127cm×高さ174cm、重さ250kg）を売場に運ぼうとした際、右足をカートに巻き込んでしまい、右足甲を打撲した。	19	300 ～ 499
6	10～ 11	商品を入れる箱（発泡スチロール高さ1m×60?）を、会社の軽バンの運転席後ろより積み込んでいた際、左から右にスライドドアを閉める時、本人の不注意により、誤って右手を挟んでしまったものである。	44	10 ～ 29
6	8～9	売場でカートでビールのケースを食品売場まで運搬中、台車（縦120cm×横40cm×高さ170cm、重さ180kg）の車輪に右足を轢かれ、右足人差指・中指・薬指と甲を打撲した。	58	100 ～ 299
6	19～ 20	売場で6輪台車（縦30cm×横120cm×高さ170cm、重さ200kg）を止めようとした際、お客様に呼び止められたため注意が逸れて、台車が右足に乗り上げ、右足中指を剥離骨折した。	19	300 ～ 499
		1階サービスカウンター前の催事場の中で、右手でロングカートを引きいて積荷（飲		500

7	22~23	料20箱) を運搬中、右から来たお子様の通行を見送るため、右足踵でカート (重さ240kg) を止めようと下段棚に足を置いたつもりが挟まってしまい、捻って、右足親指を複合骨折した。	44	~ 999
7	12~13	バックルームで、カートラックに乗せた飲料を運ぼうとした際、カートラック (縦42cm×横130cm×高さ160cm、重さ180kg) が足に乗り上げ、右第2趾を圧挫・骨折した。	50	~ 999
7	9~10	売場で商品の仕分けをしていた時、商品と台車の間に左手小指が挟まり、骨折した。	63	~ 299
7	23~ 24	店舗事務所内において、流し台の横下を清掃しているとき、金属フィルター蓋設置の際に、右手小指及び薬指を金属蓋に挟んで切った。	33	1~ 9
7	14~ 15	作業場洗いシンクで、13枚重なっている状態のオープン用鉄板を持ち上げようとしたとき、上7段目辺りでうまく重ならず、指が入る隙間ができ、右手中指を挟んでしまい、指先を打撲し、指神経創傷を負った。	32	~ 499
7	16~ 17	バックルームのデイリー冷蔵庫前で、カートラックに2Lの飲料ケース20個を載せて、カートラックを手前に引いたとき、足にカートラック (高さ240kg) が乗り上げ、左足人差指を骨折した。	49	~ 499
9	9~ 10	バックルームで材料の入ったサンテナを持って、スイングドアから作業場に入ろうとした際、同僚とぶつかってドアとサンテナに手を挟み、左手薬指つけ根を挫創した。	36	~ 499
9	5~6	店内後方にて、パレ搬入中、曲がる際、壁とパレに右手首を挟み受傷した。	43	~ 29
9	10~ 11	バックルームで、飲料を載せたカート (240kg) を引いていた際、周りの人の動向を気にして横を向いたところ車輪が右足甲に乗り上げた。	66	~ 499
	9~	店内作業場で挽肉作業をしている時に、挽肉機械を停止せず機械内の肉を押し入れ		1~

10	10	ようとして、右手指を入れ切断した。押し棒あり（ミンチ機、チョパー）機械入れ替え予定→新しい機械設置は未設置。	63	9
11	18~ 19	被害者は、20トンダンプトラックと積載した砂利を市内から現場に運搬中、上り車線を直進していたところ、対向から右折して来た普通乗用車に激突され、さらに縁石、街灯に激突し、出血性ショックにより搬送先の病院で死亡した。現場は、片側2車線の信号機付きの十字路であった。	66	100 ~ 299
12	11~12	駐車場で、ショッピングカートの回収中、車やカートを押すお客様が行き交い、非常に混雑していた状況下で、カートを押してぶつかってきたお客様を避けることができず、お客様の押してきたカートが被災者の右足の上のにりあげた為、骨折した。	50	300 ~ 499
12	18~19	売場で、レジ交代のためブースから出た時、お客様が押してきたカートの下に右足首が挟まれて右腓骨遠位端骨折をした。	54	500 ~ 999
12	20~21	当社店舗において、売上金をしまうため、金庫（46cm×56cm）に入れ終わるとき、まだ右手拇指が残っていたところ、トビラの重みで閉まってしまい、先端を挟み負傷したものである。	62	1~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html